

会 議 録 目 次

平成 1 8 年 第 5 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日 （ 火 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日 程 第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て	3
日 程 第 2	会 期 の 決 定 に つ い て	3
日 程 第 3	第 66 号 議 案 廣 島 市 と 安 芸 郡 海 田 町 と の 間 に お け る 小 学 校 及 び 中 学 校 の 教 育 事 務 の 一 部 の 事 務 委 託 に 関 す る 規 約 の 変 更 に つ い て	3
	（ 閉 会 ）	1 6

会 議 録

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 助             | 役 | 山 本 義 彦 |
| 総 務 部         | 長 | 園 山 純   |
| 教 育 委 員       | 長 | 瀧 川 昌 俊 |
| 教 育           | 長 | 正 木 洋   |
| 教 育 部         | 長 | 中 野 潔   |
| 学 校 教 育 課     | 長 | 青 木 基 秀 |
| 学 校 教 育 課 主 幹 |   | 平 岡 弘 資 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 幹         | 濱 吉 計 守 |
| 主 事         | 中 村 修 介 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第66号議案 広島市と安芸郡海田町との間における小学校及び中学校の教育事務の一部の事務委託に関する規約の変更について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年第5回海田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しており

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より4番、西田議員、5番、渡辺議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決します。

~~~~~○~~~~~

午前9時03分 再開

執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は、本日 1 日と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第66号議案、広島市と安芸郡海田町との間における小学校及び
中学校の教育事務の一部の事務委託に関する規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。議会の皆様方には、昨日の町制施行50周年記念には早朝より記念行事に協力をいただきまして、ありがとうございました。好天に恵まれまして、入場者数が約1万人というふうに報告されております。ありがとうございました。

本日は規約変更1件の提案をさせていただいておりますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

それでは、第66号議案、広島市と安芸郡海田町との間における小学校及び中学校の教育事務の一部の事務委託に関する規約の変更について。広島市からの教育事務の一部の

事務委託に伴い、新たに広島市安芸区矢野東2丁目3番に住所を有する児童を海田南小学校へ就学させるため、規約を変更するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）第66号議案、広島市と安芸郡海田町との間における小学校及び中学校の教育事務の一部の事務委託に関する規約の変更についてご説明いたします。

現在、広島市から、安芸区矢野東2丁目1番及び2番の通称幸崎団地に住所を有する世帯の学齢児童を海田南小学校に通学させることについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により、資料2の「広島市と安芸郡海田町との間における小学校及び中学校の教育事務の一部の事務委託に関する規約」を制定し、昭和56年4月1日から教育事務を受託しているところでございます。このたび、この地区に隣接する矢野東2丁目3番に住所を有する学齢児童に係る教育事務を広島市から受託するため、地方自治法第252条の14第2項の規定により、昭和56年3月26日に制定した規約の一部を変更するものでございます。

議案書の1ページ、資料1の「新旧対照表」及び資料2の「規約」をご覧ください。このたびの改正は、事務委託の範囲について規約を締結したときの経過措置としていた中学校の教育事務を削除し、海田南小学校に通学させる学齢児童の住所要件としていた安芸区東2丁目1番、2番に新たに3番を加えるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料3の「広島市安芸区矢野東2丁目地区 教育事務受託区域図」をご覧ください。1ページの「教育事務受託区域図」でございますが、現在の区域を青色、追加の区域を赤色でお示ししております。次に、2ページでございますが、当該区域は海田町と広島市の行政界があり、マンション及び戸建て住宅が建設されています。赤色で囲っている部分が広島市域で、マンション94戸、戸建て住宅15戸が建設されています。また、海田町域側にはマンションが9戸、戸建て住宅12戸が建設されています。なお、海田町と広島市の行政界上に建設されている2軒の戸建て住宅のうち、図面の下の位置にある建物は広島市に属しております。境界線上に位置する建物がどちらの行政区域に属するかの判断は建物の玄関の位置によることとなっているためでございます。

次に、資料4は「海田南小学校児童数の推移・推計」でございします。海田南小学校は昭和54年に児童数886人で開校しました。本年5月1日現在の児童数は610人でござい

す。広島市からの対象児童数は、本年度は16人でございます。平成19年以降の広島市から受け入れ児童数及び全児童数の推計は表のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今示された区域の中で、玄関が向いておったらその向きで区域が決まるということですが、この区域は無条件で南小に生徒を通学させるのかどうか、これがまず1点。

もう一つは、この区域を決めた場合に、後々になって家族や本人の希望で広島市の矢野小に行きたいとかいう、そういう問題が出たときのトラブルはどう処理されるのか。

この2点をお尋ねします。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）まず、1点目でございます。これは、教育事務委託料としていただいています。これは幸崎団地と同様であります。幸崎団地で現在事務委託料をいただいております。これと同様でございます。

それと、2点目の将来広島市の学校を希望されたときの措置でございますけれども、もし議会の方でご認定いただければ、この地区の学校区は海田南小学校区になります。そうなりますと、将来広島市へ希望するということになれば、今度は広島市の区域外就学という措置になります。したがって、トラブルはないと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）区域は無条件でなるのかというのを尋ねた場合に、何年かの中で変わっていくのか、あるいは、将来条例が変わらん限りはずっとこの区域は南小に通学することが設定されるのかどうか、これをお尋ねしたんです。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）お見込みのとおりでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。今の続きなんですけれども、小学校はそれなりの体力的なものとか通学距離というふうな問題でやむを得んというふうにも感じるんですが、中学校の場合、距離的にも遜色ないし、そこまで受けていかにやいかんのかどうかという。ただ、今、校区云々ということで、それに引っかかるのか、どういうことか。校区

で決めたから中学校も受けるんだということか。中学校だったら、通学路は距離的に逆に矢野中の方が近いんじゃないかというような気もするんですが、中学までも受ける必要はないんじゃないかというような気もするんですが、そのような考えは。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）このたびは小学校の児童だけの受け入れでございます。したがって、中学校につきましては市指定の矢野中学校にお通いになるということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）数点質疑いたします。まず、今回の議案の中の附則の1「この規約は、広島市と安芸郡海田町が協議して定める日から施行する」という、この定める日という、広島市は議会の議決が終わりましたので、今日もし可決されますと、これは今、海田町はどのように施行日をお考えになっているかというのが1点。

2点目は、当初昭和56年4月に、委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担、広島市の負担とするということがございますが、この内容に変更がないと思うんですけども、このときの町長と市長は前町長・市長ですね。今回、町長も市長もかわられておりますけれども、新たにここで覚書の長の変更をされたのか、それとも56年の施行の日の覚書のままであるのかが2点目です。

3点目は、この海田南小学校の児童数の推移なんですけれども、平成18年度の南小の児童数が610名、これは5月1日現在となっておりますが、10月1日現在の児童数と、もう1点は、平成23年の推計が、海田に住んでいらっしゃる、南小に通われる推定数は573名となっておりますが、急にこの平成23年、5年後にがたっと児童数が減っているんですけれども、この要因。

最後なんですけれども、今回のこの問題につきましては、広島市も海田町も、平成18年度の予算審議をいたします予算特別委員会で両議会とも発言をいたしております。そのときの行政の答弁の方が、広島市の答弁は明らかに校区外通学を求めて、海田町はそれではいけないと、委託の方に持っていくために話が難航したという、広島市側は明解な答弁をされているんです。じゃ、この委託事務で通学はできないかという質問まで議員はしておりまして、それをするためには、そこに入れないとわからないから、この時期になるであろうという答弁をなされているんです。それに比べまして、海田町の教育委員会の答弁は、3名の議員が質疑をしているにもかかわらず、あやふやな答弁しか

返っていないんです。私は広島市と教育委員会レベルでは随分何度か協議されているという、広島市の答弁でいきますと、協議されておりますので、そういったしますと、やはり議員が質疑をしたときに、その現状のときの報告義務はあるのではないかなと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えになっているんでしょうか。

以上、数点について質疑いたします。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）それでは、1点目でございます。施行期日の問題でございますが、これにつきましては議決後、広島市と協議していきたいというふうに考えております。

それと、2点目の覚書の変更があるか、なしかということでございます。これにつきましては、委託料の請求方法を定めております。これについてもこれから具体的な協議になろうかと思いますが、原則的には従前の踏襲というふうに考えております。

それと、推計方法、極端に落ちているじゃないかということでございますが、これは一定の推計の方法がございます。これは5月1日、これは生徒・児童数の確定する基準日でありますけれども、例えば本年度の推計をする場合に、5月1日現在のゼロ歳から6歳児までの子どもの数を抽出します。そして、まず、小学校1年生につきましては過去5年間、いわゆる学齢児童、小学校に上がるべき年齢の児童でございますが、それが海田の学校に上がった率、入学率を過去5年間の平均をもってそれを掛け算して、1年生に上がる数を推計します。それと、今度は2年生が3年生に上がる場合、2年生の前年の1年生のときに、1年生から2年生に上がった推移率といいますけれども、この率を掛けまして、それを順次推計していくものでございます。そうした中で、先ほどご指摘いただきました人数、極端に落ち込みをやっておりますが、これはあくまでも今の時点の推計でそういうふうになったものでございます。それと、10月1日現在の児童数でございますが、603名でございます。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）予算委員会でのやりとりの問題ですが、これは広島市の予算委員会の状況も私どもも読ませていただいております。本町で予算委員会のときにこの質問が出ました。そのときには、町の方としたら、幸崎団地の隣で、今までも教育事務の委託を受けているんだから、当然そういう方向で考えてもらえんだろうかということで協議をし始めた状況で申し述べているということでございます。広島市は広島市でそれなりの

議会対策をされていますので、具体的にその中身まで協議したりすることはございませんけれども、町の方は教育事務委託で進めてほしいと。広島市は区域外就学がどうかというふうな話が出ている状況でしたので、それぞれの予算委員会でそれぞれの立場で申し述べたものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後なんですけれども、お互いの予算特別委員会の質疑に対する答弁を精査してみますと、明らかに情報公開の差があります。広島市サイドだけで審議をされた内容ではありません。結構厳しく海田町が云々という文言も明確に出てきておりますし、協議をされたという事実も把握をしております。そうしますと、海田町の質疑の答弁は何ら一つ明確に今の審議内容の途中経過は答弁なさっておりません。私は今までのことを言っているわけではないんです。今後いろいろな議員が質疑をしたときには、その段階でのやはり情報公開というのは大事ではないかと私は思うんです。私はもしこれを精査していませんと、なぜ今までほうっておかざるを得なかったのかというところに疑問が行ってしまうわけです。しかし、もし広島市の予算特別委員会の説明を私が海田町で聞いておれば、明解に、この時期にこれが出されるのは当然であり、海田町がそこまで、委託事務まで頑張られたということは明確になっております。ですから、私が今回問題にしたいと思いましたが、今後、ある程度把握していること、結論が出るまで議員には情報を公開しないというのではなくて、やはり議員には情報公開義務があるのではないかと、そのように思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それと、先ほどの施行日なんですけれども、今から協議して決めるとおっしゃいました。私は何もそう質疑していたんじゃないと思うんですけれども、恐らく海田町が可決をすれば、テーブルについて協議されると思うんですけれども、海田町の今いつを施行日としようとする話をどのように持っていこうとしているのかという質疑を私はしたと思うんですけれども、その辺に対してご答弁をお願いいたします。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）まず、施行日の関係でございますけれども、地元の方々は早く行きたいということになりますので、速やかに定めていきたいというふうに思っております。

それから、今の予算委員会の関係でございますが、本町の場合はこの教育事務委託の話が出たのは、広島市の行政需要に基づいて広島市の中で協議されていますから、当然広島市の方はかなり将来的には教育事務委託の議決も視野に置いていますから、ある程

度の情報は、請願議員の方がいらっしゃったので、情報提供をしていたんじゃないかと。我々は、先ほど答えましたけれども、確かに議員さんに対する情報公開というのは大切なことではありますけれども、広島市が具体的にどういう方向で話をしてくるかというふうな、いわゆる受け身の側ですから、その状況がまだ具体的になっていないということで予算委員会の答弁になっているところでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）確認を含めて4点ばかりお答えいただきたいと思います。

そのまず第1点、資料2の「事務委託に関する規約」がございすけれども、その第2条第1項、2項の関係で、甲が経費を負担することになっていますね。第2項で「乙の長が甲の長と協議して定める」ということになっているんですけれども、これは具体的に予算積算といいますか、大体の考え方、海田町として大体どのようなことを考えておられるのか、その概算でも結構ですから、大体積算と額がどのぐらいかどうかということ。

それから、今度は改正規約の附則ですけれども、附則の1で「広島市と安芸郡海田町が協議して定める日から施行する」ということです。これは何か理由があるんですか。協議して定めるということは何か意味があるのかどうか。

それから、先ほど佐中議員の方からも質問が出たんですけれども、中学校にしろ、小学校にしろ、義務教育ですよ。それで、今回は中学校をすべて削っていますよね。削った意味は今ご説明があったので、大体わかったんですけれども、先ほどの答弁との関係で、本当に影響が出てこないんですか。中学校を全く削っちゃって大丈夫なんですか。それと、今現在、中学校の場合、例えば附属中学とかそういうところで、他の中学校に行っておられる方がおられるかどうか、その辺はどうなのか。

4点目は、同じく小学校についても、16名該当者があるということだったんですけれども、今までは何人で、追加が今度はこの改正によって何人追加になって、それについても他の私立の学校みたいなどころに行っておられる人がおられるのかどうか。

その4点をお願いしたいんです。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）まず、1点目の積算方法でございすけれども、これは前年度決算の海田南小学校の人件費を除く総額、これを前年度の5月1日現在の児童数、これで割ったものを1人当たりの委託料としております。ちなみに、今年度は12万843円で

ございます。

次に、第4条の必要な事項の協議内容でございますが、これは、ただいま申し上げましたいわゆる委託料の積算方法であるとか、あるいは請求の時期等、こういった事務的な内容を定めるものでございます。

それと、中学校を受け入れなくて、影響は出るのかどうかという問題でございますが、これにつきましてはこれまでも、昭和56年4月からスタートした分につきましても既に、その前日3月31日現在に区域外で海田中学校通学している者に限りという限定でございまして、その中学生が卒業したならば、すべて小学校の児童だけを対象にしておりました。今回も、広島市からは中学生の受け入れについては協議事項には上がっておりませんので、したがって、小学校の児童のみということで限定させていただいております。

次に、4点目の、他の学校に行っているかどうかということでございますが、例えばとりわけ私立学校等でございますが、この情報についてはいただいております。あくまでも現在公立小学校に通っておられる子が16名でございます。他の小学校に通っておられる子が16名。これを対象にしておりますので、他の情報については市の方からの提供は受けておりません。ご了解いただきたいと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）大体理解はできたんですけれども、資料2の今の負担額、経費の額及び支払の時期ということの説明があったんですけれども、331円ですか。そうではなくて、積算的な科目、そういうようなものがちゃんとあるんじゃないですか。決算的なあれではなくて考え方を言っているわけです。とても今はわからんわけですから。協議して定めるんですからね。でも、海田町として何か持っていないと協議できないでしょう。そのことを言っているわけです。

それと、附則1で定めた「協議して定める日」というのは、そういうのは余り聞いたことがないんですけれども、いつからやると、お互いに大体区切りのいいところがわかっていないんですか。今からそれも定めないといけないのかなという。だから、今の経費なんかも動いてくるのかなという感じがするんです。それは連動しているのかどうかということが知りたいんです。

それと、中学校を削ったというのは、今現在はそうですけれども、今、佐中議員の回答では、将来になったらまたそういうふうに改めるとか何とかおっしゃるものだから、

そんなことをしなくても、削らないで置いておけばいいんじゃないかという気もするんですが、その辺はどうですか。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）委託料の積算でございますけれども、先ほど課長も答弁しておりますけれども、予算の中で小学校費がございます。その中に学校管理費、教育振興費、学校給食費があります。人件費を除いた額で1人当たりの南小学校の総合経費を生徒数で除して得た額に対して決めていくというものでございます。

それから、協議で定める日ということになっておりますが、これは当然議会の議決を経て定めるようになっています。広島市の方も、先ほど申しましたように、もう転居が始まってくるので、その転居に合わせて早い時期に入りたいというふうな希望がございますので、速やかに議決をいただければ定めていきたいというふうに考えております。

それから、中学校でございますが、中学校につきましては先ほど言いましたように当時の経過措置でございまして、広島市の矢野中学校については海田境のところの月が丘団地があるんですが、そこがございますので、距離的にわざわざ海田中学校へ行く方が遠くなる場合もございますし、広島市の方としても中学校についての事務委託には必要がないということで今回外しているわけでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）大体わかりました。それで、結論的には、海田町として協議する場合にはちゃんと案があるということですね。協議を進めるうちに今の経費の負担とかの協議についてはあるというように解釈していいわけですね。

それと、中学校のことなんですけれども、他の中学、私立の中学とかそういう人はこれには関係ないというように解釈していいんですか。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）当然そうでございます。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）いろんな質疑とかぶるんですけれども、僕は思うんですけれども、中学校も受け入れるべきだと私は思うんです。これは何であえて中学校を今回外したのかという、先ほどるる経緯の説明があったんですけれども、子どもの気持ちを全然考えていないような気がするんです。行政の方の考えでしかやっていないよね。小学校を南小に行って、南小から中学校に行く生徒の気持ちを考えたことは町の教育委員会とかはある

の。

(発言する者あり)

- 10番(宮坂)だから、それが市の考えと町の考えであって、子どもの考えをとっていないと思うんだよ。どうせだったら、小学校へ行ったらこのまま一緒の中学校に上がるのが生徒の気持ちだと思うんだけど、その辺の気持ちが全然僕は見えないんですよ。中学校は広島市の方がそこまでは事務委託しないよと言うから、じゃ、もうそのまいますよというふうにとれるんだけど、生徒の気持ち、子どもの気持ちを考えた指導をやっていないような気がするんです。広島市の方がお願いをしないから、じゃ、いいよじゃなくて、それは逆にちゃんと中学校までも受け入れさせてくれというふうにこっちから言うてもええと思うんですよ、僕は。児童・生徒の気持ちを本当に考えていないと思うんだよ。それが、長くなるんだけど、今の学区の問題があって、海田小学校とかは今、西中に行ったり海田中学校に行ったりする生徒の気持ち、これは一般質問で今度言おうと思うんだけど、その辺の生徒の気持ちを全然考えていないと思うんですよ。その辺を考えてあげて、生徒が小学校へずっと行って、そこから中学校になってそこに分かれて行く児童・生徒の気持ちを全然考えていないと思うんです。その辺は何か一回でも考えたそういった議論があったのか。今聞くと、全然中学校からはもう受け入れなくていいですよというような、広島市が言うから、じゃ、そこから以降はもういいよというふうな答弁に聞こえるんだけど、何か本末転倒のような感じがするんです。この問題はもうこのマンション建設計画ができたときからあったと思うんです。僕はここに住む児童・生徒がかわいそうだなというふうに思っていました。矢野小学校で矢野中に行かなきゃいけないのかなと思っていました。それはしょうがない、かわいそうかなというふうに思っていたんだけど、今回こういう問題が出てきて、じゃ、さっき西山さんも言われたんだけど、いつからこういった問題が実際に起こっていたのか。予算委員会の人に言われたと言われたんだけど、この問題はもうこの建設計画のときからはっきり出ておったと思うんです。それを今になってあたふたじゃないんだけど、そんなふうに言われるのが僕は歯がゆいんです。何か観念的になってしまいうんだけど、町長、逆に、じゃ、この幸崎団地とここのマンションを合併してあげなさいや、海田町に。そっちの方がええじゃん。以上。
- 議長(原田)質疑の時間なので、質問が随分と偏っていますが、答えられる範囲で答弁してください。教育長。

○教育長（正木）今回の問題はそういう感情的な問題ではございません。国の地方自治法からくる自分の自治体のエリア、それと住民と組織体から成るのが今の法のたてりでございますから、広島市から協議が来ない限りは、海田町の方でどうかというのは要らんおせっかいになります。ですから、来て初めて協議のテーブルに乗る。先ほど情報公開ということもございましたが、一応情報公開というのは、意思の決定をする協議の進行中は余りこれをそれぞれその都度公開するというのは、先の協定するところに行き着くまでになかなか外野からの意見があるので、公正な判断ができにくいということで、していないだけで、今回の場合は意思決定と申しましても、自治法の252の今の決まりは、原則は自治体の区域内で片づける問題でございます。ですから……。

○議長（原田）発言中ですから、静粛をお願いします。

○教育長（正木）宮坂議員が言われたような気持ちも当然しんしゃくするべきでしょうが、それはできないということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。今回上程されている改正案なんですが、まず根拠になったのはやっぱり通学路の問題と、新たにハードが設置されたということで、それらの区分けをどうにかしようということで学区をシフトされたというふうに理解しているんですが、それが正しいかどうかということと、学区を設定するということは、今現状ハードが設置されているところにおいて学区が境界線を切っているんですが、それ以外の空き地、それらを含めて学区の全体の構成というんですか、そこらの変更はできなかったのかどうか。わかりますか、質問内容は。じゃ、お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）町内の学区ということでしょうか。今回ののは町内の学区ではなくて、他の自治体からの協議事項による学区の変更ですから、町内の学区までは行っていません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）要するに今回は通学距離の問題で、近いところに行かそうという考え方が1つあるわけですね。もう一つは、建屋が建ったから、ハードが建ったから、そこに子どもさんがおられるから、その範囲までのエリアを設定しようというふうに上程されてきておると思うんです。そのときに、実際見ていただくと、例えば資料3の1ページを見ていただくと、矢野の領域というのは南小学校区の方に接近しているところが結構あるんです。まだここには建屋が建っていないから、その設定がなされていないという

ふうに理解できるんですが、上程されるなら一遍に、ここの空白、家が建てるような範囲のところまでももう今回学区に含めて変更されたらどうかというふうに思ったんですが、その点はどのようなお考えでこの学区が設定されたか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）何回も申し上げるんですが、協議があったことについて、受ける方は協議に乗るわけです。いわゆる例外規定なんです。お互いに補完したり助け合ったりして、地方自治のたてりから例外的に扱おうというのは、ちょっと長くなるかもしれませんが、自治法が制定された当時はある程度自己完結型と申しまして、自分の地域内は地域内であるということがかなり色濃く出ていたわけです。それが、通信技術、交通等も発展してきて、経済圏もぐっと拡大されてきて、その地域の境界にこだわるのが、その地域に住む住民にとって非常に支障が出てきたと。経済活動等にも支障が出る、社会生活にも支障が出るということで、こういう例外的な協定をして、お互いに補完し合って地域住民のニーズに応えていこうというのがこの趣旨でございます。ですから、これは学区だけではございません。下水道でも広島市に負担金を納めたり、反対にいただいたりしています。ですから、そこらを十分しんしゃくしていただいて考えないと、この事象だけがどうのという問題じゃないということでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、そういう意味で、学区の変更等もいろんなところで議論されているわけですね。そういう社会情勢もある。それから、実際に見ていただくとわかるように、海田南小学校区に随分近いところに空き地が接近してきておるわけですね。それらを含めて、今後実際やられるときに、上程されるときに検討する。相手があることから、相手がここまでしかだめよと言われれば、そういうふうに多分答弁されたと思うんですが、こちら側から逆にこの範囲まではというような形で決めておこうというようなこともできんことはないと思うんです。こちら側から提案ですよ。

それともう1点、先ほどの小学校、中学校の教育の問題ですよね。小学校のときには南小学校、中学校になると矢野中学校へ行くというような、この点で教育上の問題点というのは現状はないんでしょうか。この2点をお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）今回一番メインテーマといいますか、広島市さんが考えられたのは、やはり去年の矢野西の事件のインパクトが強かったと。あれがなかったら、まだ頑張って、

うちへ来いということではいかれたかも知れません。これはよそのことですから、我々が口出しすることじゃございません。一番大きいのは、通学路というより、距離もありますけれども、あの事件が大きかったんじゃないかというふうなことは思います。

逆提案したらどうかということなんですが、地域を拡げるとか、宮坂議員もおっしゃられたように、あそこだけ合併してしまえというのは極論ではございますが、こちらからそれは言いにくいというのはございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）3番、三宅です。資料と9月の新聞であれしますと、児童数が5月1日現在で広島市の市域のあれが16ということで、先般の新聞によると、10月にできて20がこちらへ来るということで、通しますと、16と20を足して36。先ほどの説明で、人件費を除く総額を総児童数で割ったものを除して、それに生徒を掛けていくということで、16と20を足して36として、除して割ったその1人当たりを掛けて36として掛けて、委託料といえますか、それは金額はどれぐらいになるか、もう1度お願いします。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）具体的に、じゃ、何人なら何ぼという数字は今は積算しておりませんが、計算の仕方としましては、先ほど申しましたように、1人当たりの委託料、今年度でいきますと約12万円でございます。この今、予定しておる子どもさんが入る月、あるいは入る日にちによってこれは違います。といいますのは、例えば11月1日から入れますと12分の、11月ですから、5カ月と。今度は月の半ばで入ってこられますと、今度は日割り計算をやるということになっております。今のところ予定しておりますけれども、結果としてこの中には既に5名の方が6年生で他の学校に在学しておられます。この方が、じゃ、今その最終学年のもう2学期の半ばの中で転校してこられるかどうかということもございまして、じゃ、何人入ってこられて何人というのが今、具体が推計できないような状況もございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、青いところと赤いところが追加ということなんですけれども、見ますと、朝鮮学校の区域、境目のところは割と建物が建つ、マンションが建つ。それから、まだ余地があると思うので、これからも同じような状況のゾーンが生じてくるかとも思うんですけれども、長い5年、10年を見たときに、また同じようなことが出るか、あとこの区域でまたマンションが境目の方で建つとか、そういう傾向はどうなんでしょ

うか。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）おっしゃることはよくわかるんですけども、現段階では将来の開発についてはこちらの方は情報を入手しておりません。したがって、そういうことが起きれば、また再度規約の変更で状況に応じて出させてもらうということになろうかと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）3つ目ですけども、保護者の方、親御さんの一番の心配は矢野の殺人事件ということで、よくわかります。それで、受け入れる以上はということで、南小は通学路の安全点検とか安全確認。南小から幸崎団地、それから幸町の方へ帰っていくんですか、あの筋の、かなり道も広がって見通しもいいし、安全管理の面ではしやすいところではないかと思うんですけども、あちらの南幸町に帰ってくる角度の通学路の安全点検とか管理とか取り組みとか、そういうのは、これが一番大事なポイントだと思うので、今現在どのようになっていますか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）これは安全マップ等を含めまして、学校がPTAと一緒になりまして通学路の安全点検は随時行っておるところでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第66号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第66号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成18年第5回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでございました。

午前9時50分 閉会